

## ○制限区域内工事実施要領

### (目的)

**第1条** この要領は、熊本県天草飛行場業務処理規程第17条の規定に基づき、熊本県天草飛行場（以下「飛行場」という。）の制限区域内において実施される工事、測量及び調査等の業務（以下「工事等」という。）の実施要領を定めるとともに、工事等の実施に伴う飛行場若しくは航空保安施設の供用の休止又は使用方法の制限により生じる運航制限に関する手続き等を定め、航空機の運航の安全確保と工事等の安全管理に万全を期すことを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「供用の休止」とは、1暦日以上飛行場又は航空保安施設の供用を全面的に休止することをいう。
- (2) 「施設制限」とは、滑走路、誘導路、エプロンその他の飛行場施設又は航空保安施設の一部について使用を禁止する制限をいう。
- (3) 「時間制限」とは、飛行場の施設又は航空保安施設の運用時間を短縮又は変更する制限をいう。
- (4) 「工事請負者等」とは、請負契約により工事等を施工する者又は委託契約により業務を履行する者をいう。
- (5) 「重要な運航制限」とは、供用の休止及び使用方法の制限のうち、定期的に運航する航空運送事業のスケジュール若しくは機材の大幅な変更又は飛行場の最低気象条件の変更を要するものをいう。
- (6) 「軽微な運航制限」とは、重要な運航制限以外の運航制限という。
- (7) 「大型機械」とは、ブルドーザー、モーターグレーダー、トラック、パワーショベル、アスファルトフィニッシャー、トラクターけん引式草刈機及びこれらに類する大型の建設工事機械をいう。
- (8) 「小型機械」とは、小型草刈機、ランマーその他の大型機械以外の建設工事事用機械をいう。

### (工事実施の実施に当たって責務)

**第3条** 工事等の実施に当たっては、航空機の運航の安全確保と工事等の安全管理について常に留意するとともに、当該工事の実施に伴う航空機の運航制限を最小限にとどめるよう努めなければならない。

### (工事関係者の制限区域内立入りに必要な手続等)

**第4条** 工事等関係者の制限区域立入りに必要な手続きは、制限区域内安全管理要領の定めるところによるものとする。

### (運航制限の区分)

**第5条** 運航制限の区分は次のとおりとする。

- (1) 供用の休止
- (2) 使用方法の制限
  - ア 施設制限
  - イ 時間制限

### (運航制限の事務処理)

**第6条** 運航制限の事務処理は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、翌年度に実施を予定されている運航制限を伴う工事等について、運航制限の年間予定表（別記第1号様式）を作成しなければならない。
- (2) 運航制限の実施計画の作成

所長は、工事等の実施に伴い運航制限を行おうとするときは、航空会社及び関係機関と協議し、運航制限の実施計画書（別記第2号様式）を作成しなければならない。

- (3) 運航制限の実施計画の決定は、国土交通省航空局が規定している航空情報の発行を依頼できる締切日以前にしなければならない。
- (4) 所長は、運航制限の実施計画が供用の休止を含むものであるときは、航空法（昭和27年法律第231号）に基づく供用休止の許可を国土交通大臣に申請するよう港湾課長に依頼しなければならない。
- (5) 所長は、前項の休止を行った後において、工事等終了後供用再開をしようとする場合は、航空法に基づく再開検査を国土交通大臣に申請するよう港湾課長に依頼しなければならない。
- (6) 実施計画を変更する場合は、第2号から前号までに定めるところに準じて事務の処理をおこなわなければならない。

#### （保安措置の調整）

**第7条** 所長は、工事等の実施に当たっては、着工に先立ち、次の各号に掲げる保安措置について、工事請負者等と細部にわたって調整しなければならない。

##### （1）工事案内板及び工事境界標識

- ア 工事区域の出入口付近に工事案内板（別記第3号様式）を設置しなければならない。ただし、測量・調査業務、維持修繕工事及び所長が安全上支障がないと認めた場合にはこの限りでない。
- イ 所長が安全を確保するために必要と認めた場合は、工事区域に工事境界標識（バリケード等）を設置しなければならない。

##### （2）見張人

所長が安全を確保するために必要と認めた場合は、制限区域の出入口及び工事車両が航空機の移動区域を横断する箇所等に見張人を置かなければならない。

##### （3）工事仮設物及び工事機械の保安措置

- ア 工事仮設物及び工事機械は、航空機から容易に識別される鮮明な色で塗装するか又は、制限区域安全管理要領に定める車両用標識旗を車両外に掲げなければならない。
- イ 所長が安全を確保するため必要と認めた場合は、工事仮設物又は工事機械に航空障害灯又は点滅灯を設置しなければならない。

##### （4）工事負者等の安全管理体制

- ア 工事請負者等は、安全管理体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、事故又は緊急の事態に対処できるよう労務者の末端に至るまで指揮系統を定めておかなければならない。
- イ 工事等の安全管理の責任者は、工事等の実施中においては、工事等の現場に常駐し、天草空港管理事務所の担当者及び工事発注者の現場担当者と共に連絡がとれる措置を講じておかなければならない。

#### （工事等の区分）

**第8条** 工事等の区分は次のとおりとする。

##### （1）工事区域による区分（別図1）

- ア 滑走路又は過走帯（オーバーラン）
- イ 滑走路ショルダー（所定の幅、強度及び表面を有し、滑走路の両端に接する区域をいう。）
- ウ 着陸帯
- エ 誘導路又はエプロン（誘導路若しくはエプロン又は所長が相当するものとして定める区域をいう。）
- オ 誘導路ショルダー（所定の幅、強度及び表面を有し、誘導路の両端に接する区域をいう。）

- カ エプロンショルダー（所定の幅、強度及び表面を有し、エプロンの縁に接する区域をいう。）
- キ 滑走路端安全区域（航空機がオーバーラン又はアンダーシュートを起こした場合に航空機の損傷を軽減させるため、着陸帯の両端に設けられる施設をいう。以下「RESA」という。）
- ク その他の区域（上記ア～キに掲げる区域以外の区域をいう。）

(2) 使用する機械等による区分

- ア 大型機械を使用する工事等
- イ 小型機械のみを使用する工事等
- ウ 人力のみによる工事等

(工事等の実施)

**第9条** 工事等の実施に当たっては、工事区域の分類に従い、それぞれ次の各号に定める運用制限、退避、その他対応措置を講じるものとする。ただし、所長が必要と認めた場合には、工事等の実施方法について別途指示するものとする。

(1) 滑走路又はオーバーラン

- ア いかなる工事等も、時間制限を行うことにより、航空機の離発着しない時間帯を確保し、又は飛行場の運用時間外において実施することを原則とする。
- イ 人力のみによる工事等は、所長が安全運航上支障がないと認めた場合は、運航制限をしないで実施することができる。

(2) 滑走路ショルダー

前項に規定するところに準じて実施するものとする。

(3) 着陸帯及びRESA

- ア 大型機械を使用する工事等は、使用方法の制限を行うことにより、航空機の離発着しない時間帯、又は飛行場の運用時間外に実施しなければならない。
- イ 小型機械のみを使用する工事等及び人力のみによる工事等は、運航制限をしないで実施することができる。ただし、滑走路に近接する場所において工事等を実施する場合は、航空機の離発着時には、指定区域まで労務者、工事機械等を退避させなければならない。

(4) 誘導路又はエプロン

- ア 誘導路又はエプロンの使用方法の制限を行うことにより、航空機の通行若しくは停留しない時間帯又は誘導路、誘導路帯及びエプロンにおける工事区域設定標準図（別図2。以下「標準図」という。）に示す工事区域を確保して実施することを原則とする。
- イ 人力のみによる測量・調査及び維持修繕工事等（大規模のものを除く。）は、運航制限をしないで実施することができる。

(5) 誘導路ショルダー

- ア 誘導路又はエプロンの使用方法の制限を行うことにより、航空機の通行若しくは停留しない時間帯又は標準図に示す工事区域を確保して実施することを原則とする。
- イ 時間制限により又は運航時間外に工事等を実施する場合は、ビーズ入り塗装を行う等、常に誘導路中心線が明瞭に視認できる措置を講じなければならない。
- ウ 人力のみによる測量・調査及び維持修繕工事等（大規模のものを除く。）は、運航制限をしないで実施することができる。

(6) 誘導路帯又はエプロンショルダー

- ア 原則として運航制限をしないで実施することができる。
- イ 大型機械を使用する工事等は、標準図に示す工事区域を確保して実施しなければならない。ただし、当該工事区域が確保できない場合は、第5項第1号に規定するところにより実施しなけ

ればならない。

(7) その他の区域

工事区域及び内容に応じて第1号から前号までに規定するところに順じて実施するものとする。

(その他工事期間中の措置)

**第10条** 工事期間中における舗装面のすり付け及び地盤面の処理等については、国土交通省航空局の制限区域内工事実施指針IV工事実施要領等に従って、実施方法等を所長が指示するものとする。その他の工事期間中の措置については、必要に応じて所長が指示するものとする。

**附 則**

この要領は、平成12年3月23日から施行する。

この要領は、平成28年12月22日から施行する。